

ブロック名称	長期的な在り方
II. 藤沢 ブロック (④~⑤ゾーン)	<p><ブロックの特性></p> <p>本ブロックは、丘陵地・小低地及び相模川左岸平野部の浜堤と背後の低地からなる。海岸はポケットビーチ及び弓状に伸びる細粒の砂浜で飛砂が多いため、引地川右岸から西側では砂防林が造成されている。鎌倉幕府につながる歴史・文化遺産を持っている。</p> <p>沿岸に国道134号が走り、鎌倉ではこの道路擁壁が護岸の機能を果たし、その後背地には、浜堤を利用して開発された閑静な住宅地等が広がっている。首都圏近郊の工業・商業地としても発展し、大学等の教育施設の立地が進むなど、多様な側面を持つ。</p> <p>海岸はほとんどが遠浅の砂浜で、海水浴場に適しており、毎年多数の海水浴客が訪れる。本ブロックのほぼ中央部に位置する江の島は観光地として全国にその名を知られ、隣接する茅ヶ崎海岸は浜降祭が開かれることで有名である。</p> <p>周辺は沿岸漁業も盛んで、定置網漁業やシラス船びき網漁業等が行われている。</p>
『海・文化・歴史の共生ブロック』	<p><ブロックのこれからの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな自然環境と歴史的風土を保全し、快適な住環境の整備を目標とするものとする。また、文化的な地域として発展してきた歴史的経緯を生かした趣のある地区の形成を目標とするものとする。 ○ 豊かな緑と連坦する美しい砂浜を保全するとともに、都市的魅力も備えた沿岸の特性を活かした快適な生活環境づくりを目標とするものとする。 ○ 相模湾の文化の創造拠点として、広域化・多様化する海洋レクリエーション利用を軸に、海洋リゾート拠点の形成を目標とするものとする。 <p><海岸の防護について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸に近接して市街地や観光地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ津波、高潮対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。 ・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。 ・ 海岸保全施設による侵食対策は、湘南地域の海岸のイメージと自然海岸を破壊しないよう、かつ、一定の防護水準を確保しながら海岸環境と利用に配慮した防護を目標とするものとする。 ・ 砂浜や砂防林等を介して市街地が接する区域の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、最低限30m以上海岸ごとの特性を考慮した砂浜の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、砂浜の防災消波機能が最大限に発揮させることを目標とするものとする。 <p><海岸環境の整備と保全について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長い砂浜が海岸特性であり、砂浜は、砂浜を生息地とする動植物の共通の財産である。特に、砂草帯は、生態系の1つであるとともに、人に安らぎを与え、飛砂を防止する保全機能も備えている。これらの自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とするものとする。 ・ クロマツを主木とする砂防林は、飛砂防備・防潮・防風・津波の軽減や森林浴や癒しの効果を発現する重要な林である。これを保全・整備し、白砂青松の自然海岸を目標とするものとする。 ・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ、放置艇等の対策に対しては、その状況に応じて関係行政機関等と連携して、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。 <p><公衆の適正な利用について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢ブロックの海岸の砂浜を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。 ・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。 ・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援とともに、それらの利用が適正に行われるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海岸利用のマナー向上を目標とするものとする。 ・ 海岸と砂草・堆砂垣、砂防林等を良好に維持管理し、それらが一体となって作り出す簡素で自然な風景を愛でることが出来る自転車歩行者専用道路等を関係行政機関と連携し、維持・補修し、海岸散策の拠点となることを目標とするものとする。 ・ 沿岸に点在する緑地、旧所・名跡と海岸をネットワークで結び、地域の歴史・文化を学べる場を関係機関と連携して整備することを目標とするものとする。 ・ マリーナの利用効率及びサービスの向上等、マリーナを核とする海洋リゾート拠点の整備が促進されるよう関係機関と連携し、その形成を目標とするものとする。

ブロック名称	長期的な在り方
III. 平塚 ブロック (⑥~⑦ゾーン) 『砂・緑・ 文化の共生 ブロック』	<p><ブロックの特性> 本ブロックは相模川右岸平野部の浜堤と大磯・二宮の隆起海岸段丘である。平塚市には湘南ひらつかビーチセンターが設置され、各種ビーチスポーツのほか、夏にはビーチバレーボール大会などが行われている。大磯町は、日本初の海水浴場が照ヶ崎に開設されるなど、戦前からリゾート地として知られている。二宮町では花火大会やマラソン大会等、人々に潤いを与える催しが行われている。 温暖な気候に恵まれ、平坦地が住宅・農業等に幅広く利用されて発達してきた。 照ヶ崎を挟み、東西で海底地形が変化する。照ヶ崎より東側の海岸は、やや急深の海岸となり、照ヶ崎より西側は、やや遠浅の海岸へと変化する。 大磯や二宮海岸は、西湘バイパスの開通までは自然海岸の状態であったが、昭和47年1月全線開通後、道路擁壁が護岸の機能を果たしている。 近年、海岸は河川からの土砂供給の減少等で侵食が進行し、かつ、前面に相模トラフを擁し、急深で、高波浪が発生しやすい海岸である。 周辺は観光海岸利用のほか沿岸漁業も盛んで、定置網漁業やシラス船びき網漁業等が行われている。</p>
	<p><ブロックのこれからの方針性></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな緑と連坦する美しい砂浜を保全し、住宅地としてのみでなくリゾート地としても快適な生活環境づくりを目標とするものとする。 ○ 日本初の海水浴の発祥の地としての歴史を尊重し、美しい海岸と緑の保全を目標とするものとする。 ○ 平塚の漁業は、目の前の海で獲れる新鮮で美味しい魚介類を供給するだけでなく、海の自然を守り、その豊かさ、楽しさを市民との協働により新しい海業として展開することを目標とするものとする。 <p><海岸の防護について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸に近接して市街地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ津波、高潮対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。 ・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。 ・ 海岸保全施設による侵食対策は、湘南地域の海岸のイメージと自然海岸を破壊しないよう、かつ、一定の防護水準を確保しながら海岸環境と利用に配慮した防護を目標とするものとする。 ・ 砂浜や砂防林等を介して市街地が接する区域の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、<u>最低限30m以上海岸ごとの特性を考慮した砂浜</u>の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、<u>砂浜の防災消波機能</u>が最大限に発揮させることを目標とするものとする。 <p><海岸環境の整備と保全について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長い砂浜が海岸特性であり、砂浜は、砂浜を生息地とする動植物の共通の財産である。特に、砂草帯は、生態系の1つであるとともに、人に安らぎを与え、飛砂を防止する保全機能も備えている。これらの自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とするものとする。 ・ クロマツを主木とする砂防林は、飛砂防備・防潮・防風・津波の軽減や森林浴や癒しの効果を発現する重要な林である。これを保全・整備し、白砂青松の自然海岸を目標とするものとする。 ・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の対策について、その状況に応じて関係機関と連携し、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。 <p><公衆の適正な利用について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平塚ブロックの海岸の砂浜を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、位置づけて関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。 ・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。 ・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正になされるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海岸利用のマナー向上を目標とするものとする。 ・ 海岸と砂草・堆砂垣、砂防林等を良好に維持管理し、それらが一体となって作り出す簡素で自然な風景を愛でることが出来る散策路等を関係行政機関と連携し、整備されることを目標とするものとする。 ・ 砂浜・礫浜海岸はキス釣り等投げ釣りのメッカであり、また、西湘バイパス北側には太平洋岸自転車道路が設置され、人々に利用されているため、釣り等海に親しむことが出来るよう関係行政機関等との連携を目標とするものとする。 ・ 港湾や漁港等の利用効率及びサービスの向上等港を核とする産業、リゾート基地の整備が促進されるよう関係行政機関等と連携し、産業、リゾート拠点の形成を目標とするものとする。

ブロック名称	長期的な在り方
IV. 小田原 ブロック (⑧~⑩ゾーン) 『やまなみ・ 緑・歴史の 共生ブロック』	<p><ブロックの特性></p> <p>本ブロックは、地形・地質的に小田原漁港を境に西部と東部に分けることができる。東部は隆起海岸段丘、平野及び砂浜海岸、西部は箱根火山山脚部の岩石海岸である。典型的な急深な海岸で相模トラフとなり、高波浪や津波の被害を被った地域である。</p> <p>小田原市は小田原城、真鶴町は真鶴半島、湯河原町は湯河原温泉を有するなど、有名な観光資源に恵まれている。また、小田原海岸は市街にも近く市民の憩いの場であり、根府川から湯河原海岸は磯釣りのメッカである。さらに、斜面を利用して柑橘類が至る所で栽培されている。このように、本ブロックは、住居・歴史・農水産業・商工業・自然・観光・気候等いずれをとっても恵まれた地域である。また、沿岸では、大型定置網、刺網漁業が盛んに行われ、小田原漁港を中心に県西地域の水産業を支えている。</p> <p>本ブロックでは、緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸の広い範囲に分布している。</p> <p><ブロックのこれからの方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂浜を保全し、市民が身近に利用できる海岸を目指すとともに、加工、流通、販売等の機能が一体となった漁業関連施設と連携した海の総合的活用を目標とするものとする。 ○ 豊かな自然を活かし、生きた海を育み、自然を学ぶレクリエーション地区の形成を目標とするものとする。また、温泉や果樹園等とのネットワーク化による観光リゾート地区の形成を目標とするものとする。 ○ 陸海一体となった海洋レクリエーション利用の形成を目標とするものとする。また、自然公園等の整備や港湾機能の向上を図るとともに、産業の拠点としての整備を目標とするものとする。 <p><海岸の防護について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸に近接して市街地や観光地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ高潮、津波対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。 ・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。 ・ ブロック等による消波施設箇所は、自然海岸の再生という在り方に基づいて、面的防護方式等により砂浜の復元を検討し、その対策を目標とするものとする。 ・ 海岸の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、最低限30m以上 海岸ごとの特性を考慮した砂浜の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、砂浜の防災消波機能が最大限に発揮させることを目標とするものとする。 ・ 大正時代に築造された海岸保全施設については、その設置経緯を把握し、その果たした役割を尊重し、出来る限り海の保全文化として後世に伝えることを目標とするものとする。 <p><海岸環境の整備と保全について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸に分布しており、これらを保全・保護するとともに、海岸では、防護と利用との調和を図ることを目標とするものとする。 ・ 本沿岸は、岩石海岸と砂浜海岸となっており、藻場等の漁業資源も豊富に存在している。これら自然の財産を保全・保護し、次世代へ継承することを目標とするものとする。 ・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の対策について、その状況に応じて関係機関と連携して、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。 <p><公衆の適正な利用について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この海岸を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、砂浜と岩石の自然海岸として位置づけて関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。 ・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。 ・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正に行われるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海浜利用のマナー向上を目標とするものとする。 ・ 沿岸に点在する緑地、旧所・名跡と海岸をネットワークで結び、地域の歴史・文化を学べる場の整備が促進されるよう、特に、小田原市内で既存防潮堤天端を活用したものや真鶴半島自然探勝歩道等の観光と海洋レクリエーション利用との融合を生み出す事業の展開を目標とするものとする。 ・ 砂浜海岸はキス釣り等投げ釣りのメッカであり、岩石海岸は磯釣りのメッカである。釣りやその他海に親しむことが出来るよう、関係行政機関等との連携を目標とするものとする。 ・ 港湾や漁港等の利用効率及びサービスの向上等港を核とする産業、リゾート基地の整備が促進されるよう関係行政機関等との連携を目標とするものとする。

2-2 海岸の防護に関する事項

2-2-1 海岸の防護の目標

(1) 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合に、海岸後背地の人命や財産に対して被害の発生が予想される以下の地域とする。

○ 高潮・波浪からの防護

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

○ 津波からの防護

地域防災計画で想定される津波 地域海岸毎に設計津波^{*1}として設定した津波が来襲した場合の浸水区域とする。

○ 侵食からの防護

現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響区域とする。

(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪等の外力は、想定外のものが発生するなど、大きさに幅がある。また、その対応方法にもハード、ソフト対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は以下のとおりとする。

○ 高潮

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に来襲波浪による打上高を加えたものに対して防護することを目標とする。

○ 波浪

原則として30年再現確率相当の波浪に対して防護することを目標とするが、後背地の土地利用の状況等に応じて、50年再現確率相当の波浪を適用する等、柔軟に対応していく。

○ 津波

地域防災計画で想定される津波に対して防護することを目標とする。

地域海岸ごとに数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波を対象に、海岸保全施設等の整備を進めていく。

○ 海岸侵食

現状の砂浜の汀線を保持することを基本的な目標とし、最低限の幅と必要に応じて海浜勾配の維持など砂浜全体の回復を図ることを目標とする。

○ その他

長期的には、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化も今後想定されるが、環境モニタリングの継続的実施による影響把握を基本目標とし、国や沿岸自治体との連携を図り、必要に応じて防護水準に加味していく。

なお、計画天端高の設定方法については、越波流量にて決定する方法、余裕を見込んだ偏差量にて決定する方法等もある。また、後背地の安全性を確保しつつ、「環境」「利用」に配慮すれば、他の設定方法も考えられる。

¹設計津波：一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達すると想定される津波

<神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について>

海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さと津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を設定する。

高潮・波浪対策のための施設の計画天端高の設定は、一般に以下の図(図2-2-1)に表される。この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位(H.W.L)時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定している。

津波に対して必要となる高さ(施設の計画天端高)は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」(平成23年7月8日)に基づき、数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波を対象に設定することとする。(図2-2-2)なお、最大クラスの津波に対しては「減災」の考えに基づき避難を中心としたソフト対策を重視することに努める。

$$\text{計画天端高【高潮・波浪】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{高潮偏差} + \text{うちあげ高} + \text{余裕高}$$

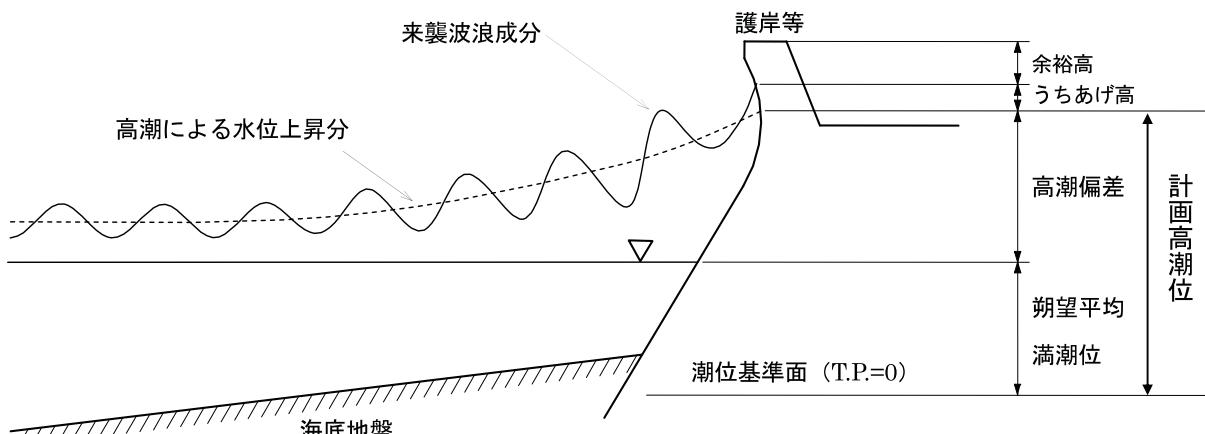


図2-2-1 高潮・波浪による計画天端高の設定方法の模式図

$$\text{計画天端高【津波】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{津波高(せりあがり考慮)} + \text{余裕高}$$

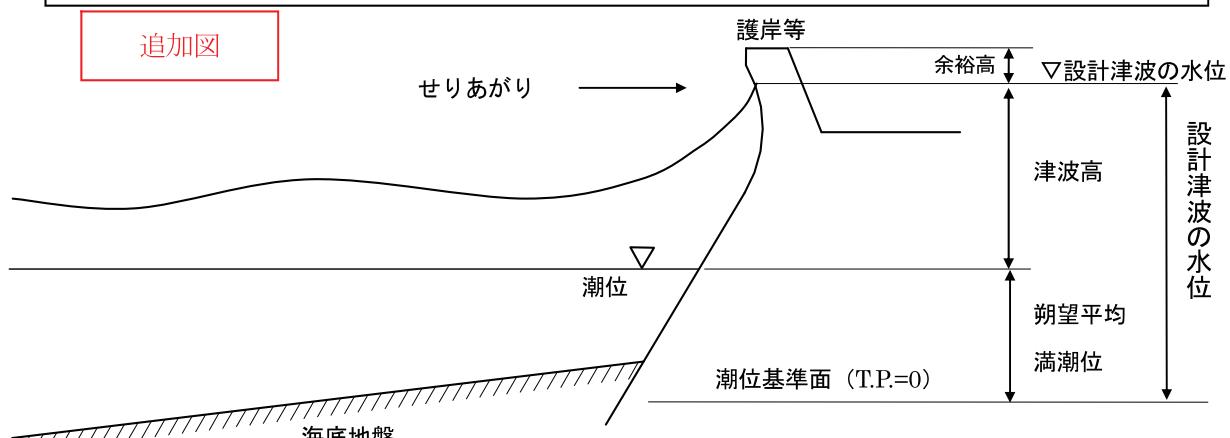


図2-2-2 設計津波の水位による天端高の設定方法の模式図

用語説明

うちあげ高：防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の堤防・護岸等に対する波のうちあがり高さのことである。

余裕高：堤防天端高設定における若干の不確実性を考慮して設定する高さであり、最大1.0mを限度に決定されることが多い。

潮位基準面：東京湾平均海面(T.P.=0m)

高潮偏差：各海岸に対して最悪を想定した偏差

朔望平均満潮位：朔望の日から前2日後4日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した水面。

津波高：津波によって海面が上昇した高さ。

2-2-2 防護の目標を達成するための施策

(1) 安全で安心して生活できる海岸の整備

- 相模灘沿岸は、これまで津波、高潮、越波、海岸侵食等の防止対策として海岸保全施設の整備が進められてきたが、保全機能が十分でない地区が残っているとともに、新たに海岸侵食等が問題となってきた地区的ある。また、既設の海岸保全施設の老朽化も懸念されている。そこで、本沿岸の人々の安全で安心な生活を守るために、海岸保全施設の新たな整備、機能低下や老朽化した施設の改良・改築及び新たな海岸侵食に対する防護を推進するものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、既存の施設の改良・改築など自然再生の取り組みに資するものかの検討も含めて、堤防あるいは消波工等単独で防護する線的防護方式だけでなく、人工リーフ等の沖合施設や砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、後背地の防護機能のみではなく、漁業資源保全、海洋レクリエーション利用等における利便性、さらに、自然環境や景観の保全など、多面的な配慮に努めるものとする。
- 優れた消波機能を持つ砂浜の復元、松林等の海浜植生も含めた自然海岸の保全及び地域の特性を活かした海岸の整備が重要である。こうした海岸保全の取り組みを進める場合は、自然的・社会的特性の調査を十分、行った上で取り組むものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、後背地の防護機能のみではなく、景観、利便性及びユニバーサルデザイン化といった海岸へのアクセス向上にも配慮して、これらが一体となって海岸を守る方式が、利用度の高い海岸において重要である。
- 侵食が進行している海岸にあっては、現状の砂浜を保全することを基本として、最低限の幅と適度な勾配を持った砂浜全体の回復を図ることを目標とする。その際、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応が重要である。さらに、相模川や酒匂川のように上流にダムのある河川においては、土砂供給にかかる対策として、砂防、森林、ダム、河川及び海岸等に係る関係行政機関が一層の連携を図るとともに、関係住民、学識経験者等が一堂に会して議論を深め、その成果を施策に生かした取り組みが重要である。当面、「ダム渓渫土等を利用した下流河川等への置砂対応」による土砂動態や環境への影響をモニタリングしながら実施し、その対策を講じるものとする。具体的には、「総合土砂管理」を進めることで「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」の考えに基づき「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」により、養浜を主体とした侵食対策を行い、モニタリングをしながら変化に応じた管理を行っていくものとする。
- 海岸保全施設の維持管理等については、定期的な点検、被災や異常箇所の早期発見等を実施して災害を未然に防止することに努めるものとする。



(2) 地域と一体となった防災対策

- 海岸保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図ることが重要である。特に、海岸保全施設の整備に当たっては、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者等からなる協議会などの組織を作り、まとめた案をベースにして技術的な検討を行うなど、地域と一体となった計画を策定することに取り組むものとする。
- 災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知など、関係行政機関等と連携した防災意識の向上及び防災知識の普及が重要である。このため、行政が主導しつつ関係住民と一緒に防災対策を進める活動体制を整備することが

必要である。具体的には津波、高潮のハザードマップ等の基礎資料となる浸水図の作成や海岸防災にかかるソフト対策を推進するとともに、適宜、避難訓練等を実施するものとする。

- 海岸における具体的なソフト対策として、海岸利用者に津波をはじめ高潮・波浪等の気象注意報・警報情報を表示し危険を知らせる津波情報盤や、津波の浸水区域等を示した津波情報看板を設置しており、情報の周知を図ることが必要である。



津波情報盤（湘南海岸公園）



津波情報看板（逗子海岸）

2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

2-3-1 沿岸の景観の保全

- 相模灘沿岸は、海面、岩礁、磯、砂浜、礫浜、岬、植生、夕照等が織りなす、多くの美しい海岸の景観を有しており、地域の文化、観光、海洋レクリエーション利用等の重要な資産となっている。この貴重な景観が損なわれることのないように、その保全を図るものとする。また、貴重な景観を活かすためには、展望のための良好な場所が不可欠であることから、可能な限り展望地及び海岸へのアクセスのための遊歩道等の環境整備を図るものとする。
- 砂浜海岸は、白砂青松などの美しい海岸景観の構成要素であるとともに、防災上の機能に加え、人と海とのふれあいの場として、また、海洋レクリエーション利用の場としても重要な役割を果たしている。したがって、砂浜海岸を積極的に保全し、生態系等に配慮することに努めることとする。さらに、自然海岸を大切にするという基本認識のうえ、砂浜全体の変動状況について定期的に調査を実施し、その状況の把握に努めるものとする。
- 砂浜・礫浜や松林、集落、山並みなどの多様な構成要素があり、これらが一体として沿岸の景観を構成していることから、海岸保全施設の整備に当たっては、景観に溶け込むようにできるだけ配慮し、広い視点に立って、良好な海岸の景観の形成を図るものとする。

時点更新済



江の島と藤沢海岸

- 海岸の景観づくりを本沿岸全体に広げるため、神奈川県景観条例（平成18年12月施行）および神奈川景観づくり基本方針（平成19年8月策定）により良好な風致景観の保全や拠点都市の景観形成と言った基本方向が示され、各関係行政機関のは連携を図り、沿岸各地の環境情報の共有化等に努め、相模灘沿岸らしい自然の風景や漁村・農村・閑静な住宅風景といった集落景観の保全を図るものとする。

2-3-2 沿岸の植生の保全

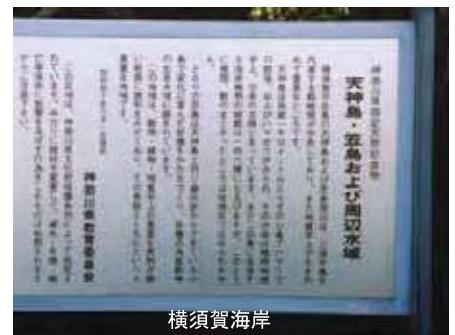
- 海岸保全施設の整備においては、事前に生態系の調査・分析を行うとともに、環境保全対策を計画し、植生に対してマイナスの影響が予測される場合には、ミチゲーションの考えに基づいて、極力これを緩和するための措置を講じるものとする。特に、海岸に分布する特定植物群落等の植生については、群落一体とした面的な保全に努めるものとする。
- 海浜植生の保全を進めるためには、関係行政機関と連携して、必要に応じて柵を設けて人の立入を制限するといった群落地内立入規制、マナー向上を図る啓発活動、関係住民等の参加による保護教育・保護活動の推進などにより、長期的・継続的な保全に努めるものとする。



茅ヶ崎海岸と砂防柵工

2-3-3 沿岸の生態系の保全・保護

- 相模灘沿岸では、陸域や海域で動植物などの生態系が広範囲に形成されている。こうした豊かな生態系は周辺環境の変化に対して非常に脆弱であり、一度破壊されるとその回復には長年月を要し、特に、干潟やサンゴ類の復元は困難となることが多い。これらの生態系は、漁業や観光などの産業にとってもかけがえのない貴重な資源であり、かつ、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとしても重要である。藻場や干潟、サンゴ類、海岸林等の生態系の保全・保護や再生は、水産資源の確保や栽培漁業にも有効であることから、海域の浄化対策や海岸利用者等のマナー向上などを含めた保全・保護に努めるものとする。
- 海岸環境に関する情報については、将来にわたり収集・整理・分析等を継続し、管理・公開していくことが望ましい。このため、関係行政機関と関係住民等が一体となって関係住民が参加しやすい情報管理のシステムづくりを図り、環境調査や環境教育を充実させ、生態系の保全・保護活動に努めるものとする。



横須賀海岸

変更なし

2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

2-4-1 歴史・文化資源の保全

- 相模灘沿岸には、歴史を有する市町や人々の暮らしを伝える文化を有する地域が存在している。こうした歴史・文化は、一度失ってしまうと復元が困難となることが多い。歴史・文化の継承は沿岸において、生活環境はもとより、漁業、観光や海洋レクリエーション利用などの産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとして重要である。この重要性に鑑み、歴史・文化資源の保全に努めるとともに、海岸との関係が深い伝統行事やイベント等について、沿岸の関係機関等と連携し、支援するものとする。



2-4-2 地域連携の促進と海岸美化の活動

- 海岸におけるゴミ問題や内陸のゴミが河川を通じて沿岸に至るといった問題は、沿岸のみならず内陸を含めた問題であり、関係行政機関と流域住民などと連携した取り組みが重要である。このため、海岸美化を推進するとともに、現在進められている住民活動やボランティア活動をはじめ、観光業者、海岸利用者等の清掃活動に対して支援するものとする。
- 砂浜海岸への車両等の乗り入れやゴミの放置・散乱などの問題に対しては、快適で清潔な海岸を目指すという観点から、海岸利用のマナーの向上やルールづくりとその周知に努めるものとする。さらに、地域の海岸愛護や動植物愛護を促す環境教育、人材育成、これらに関する関係住民などの活動を支援するものとする。
- 関係行政機関及び関係団体の広報活動等を通じた、海岸美化活動の展開が重要である。このため、海岸利用者等へのゴミの持ち帰りなどの呼びかけのマナー向上に努めるものとする。



2-4-3 沿岸の利便性向上と体験学習の場づくり

変更なし

- 高齢者や障害者等が日常生活の中で安全で快適に海岸へ近づくことができ、身近に自然とふれあえるようにするため、利用の多い海岸においては海岸保全施設等のユニバーサルデザイン化を推進するよう努めるものとする。
- 幹線道路から海岸へのわかりやすいルート表示や案内表示、さらに海岸での利便施設へのルート表示や案内表示の設置等の充実を図るものとする。また、最寄り駅から海岸までの公共や民間施設等で、ユニバーサルデザイン化されている施設、区域等の情報をスムーズに提供できるよう、沿岸の関係行政機関等と連携を図るものとする。
- 沿岸の利便施設の内容や周辺環境の状況などについて、研究者やNPO等を含む関係者間で情報の共有化を図り、インターネットなどを通じ利用者へ情報が提供されるよう、関係行政機関と連携を図るものとする。
- 関係住民やボランティアによる干潟や磯場での自然観察、シュノーケリングといった海岸の動植物とふれあう環境学習などに対して支援するものとする。また、高齢者や障害者も、車イス等で安全に海岸の中を利用、学習できるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

2-4-4 プレジャーボート対策の推進

- 沿岸の港や河川等に不法係留されている放置艇については、改正港湾法（平成12年4月施行）等の関連法による対応と合わせて、係留禁止区域等の設定を視野に入れた対応策の検討及び適切な処置を迅速に行うためのルールづくり、体制づくりを図るものとする。

2-4-5 海岸での利用調整

- 海洋レクリエーション利用に伴う利用者間のトラブル防止及び海岸近隣居住者等に対する配慮のためのルールづくりや、その周知を行う関係行政機関等に対して連携を図るものとする。
- 海洋レクリエーション利用者等の増加により、漁業を営む区域と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳し、漁業活動などにも支障をきたしている。長期的視点から、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整えることが課題である。このため、条例等による海岸利用者間ルールづくりが課題である。また、海岸近隣居住者等に対する配慮のためのルールづくりや、その周知を行う関係行政機関等に対して連携を図るものとする。



平塚海岸の海・川・浜のルールブック